

## 2019 年度税制改正に伴う相続関連の措置

2019/04 掲載

### (1)教育資金贈与等の非課税措置延長

教育資金贈与の非課税措置は、2018 年度末で終了する予定だったが、これを 2 年間延長する。一方で、受け取る側の合計所得金額は 1,000 万円を超える場合は対象から外すとともに、これまで非課税だった趣味の習い事については、23 歳から 30 歳未満の子・孫は対象から外すこととする。

また、贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとする。

- ① 23 歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

また、結婚・子育て資金の一括贈与で非課税措置についても見直すこととし、贈与があった年の前年の受贈者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には適用できないこととした上で、適用期限を2年延長する。

### (2)配偶者居住権の評価

民法(相続法)改正に伴って、税制上の措置も行われている。相続税における配偶者居住権等の評価額については、以下のように示されている。

#### イ 配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

#### ロ 配偶者居住権が設定された建物(以下「居住建物」という。)の所有権

建物の時価－配偶者居住権の価額

#### ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

#### ニ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

その他詳細については、財務省のホームページを参照ください。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei19.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei19.htm)